

まちのこえへの回答 No.1 (町内会活動における宗教的中立性および広報配布業務について)

担当主管課：町民課（内線 237・270）、政策課（内線 206）

要望等内容

回答

本日は、町内会活動における宗教的行事の取扱いと、広報配布のあり方に関して、町政の透明性と中立性、多様性の尊重という観点から、以下のとおり意見・提案を申し述べさせていただきます。

町政につきましては日頃より御理解、御協力いただきありがとうございます。まちのこえに投書いただいた「町内会活動における宗教的中立性および広報配布業務について」につきまして以下のとおり回答いたします。

1. 宗教的行事と町内会活動の関係について

別紙のとおり、町内会長の仕事に神道系の宗教行事（国府祭・八坂祭・日吉祭）が含まれから、非信者に対して中立的かつ任意の参加であるべきことが求められます。

1点目の「宗教的行事と町内会活動の関係について」は、自治会・町内会は地域に住む住民の皆さんの話し合いの中で結成された任意の団体であり、規約や慣例などにより自主的な運営をされています。

町内会が神社行事の費用や運営を担う場合、それが地域文化としての保存活動であっても、宗教的中立性を確保し、住民の多様性に配慮した指針の整備が必要と考えます。

また、自治会活動において、神社行事や、それに伴う寄附など、宗教的な活動への参加等については、各地区の文化や慣習などにより行われていると認識しています。

参考条文：日本国憲法第20条（信教の自由、国の宗教的活動の禁止）

参考判例：最大判昭和53年4月20日（津地鎮祭事件）

「地鎮祭が宗教的儀式であっても、一般人が宗教的意義を感じるか否かが公費支出の合憲性の判断要素となる」

そのため、今回いただいた自治会活動と宗教行事の関わり方については、自治会・町内会ごとの自主的な運営であることから、町による指針整備は行いません。

2. 町と町内会の関係性とガイドラインの整備について

町内会は法的には「人格なき社団」（民法第35条）に該当し、法的主体である神社の氏子組織とは区別されるべきです。

2点目の「町と町内会の関係性とガイドラインの整備について」は、町内会はまちづくりにおける町の重要なパートナーと考えていますが、町内会は、地域で自主的な運営をされている任意の団体であることから、ご指摘のとおり、町が町内会を監督するものではございません。

町には町内会を直接的に監督する法的権限はないものの、地方自治法第1条の2に規定された「住民自治の支援」として、町内会活動における宗教的中立性や任意参加の原則を明確化するガイドラインの策定が望まれます。

よって、宗教的中立性や行事等への任意参加に関するガイドラインについても、1点目と同様に、町によるガイドライン整備は行いません。

多様な価値観の共存をめざすSDGsの理念に基づき、信仰の有無や宗教的立場にかかわらず誰もが安心して地域に参加できる仕組みが必要です。

3点目の「広報誌配布に関する契約と情報公開の徹底について」です。

紙の広報紙の配布につきましては、年度ごとに区長と個別に覚書を締結させていただき、覚書に基づき区長に配布方法を含め委託させていただいているところです。区長におかれましては、各地区の実情に即した配布方法を選択いただき、配布員の選定についても区長にお願いしていることから、役割分担等は区長にお問い合わせいただきますようお願いいたします。

参考条文：地方自治法第1条の2（地方公共団体の役割）

参考事例：フランスのライシテ原則（政教分離に関する制度整備）等

また、配布委託料につきましては、1世帯当たり月額36.30円で、町内一律で単価設定しています。

なお、地区内で情報共有するために必要な情報があれば提供してまいります。

4点目の「広報配布業務のDX推進について」ですが、町広報紙は、町政に

3. 広報紙配布に関する契約と情報公開の徹底について

別紙のとおり、令和7年5月23日付で行政情報公開請求により、「広報おいそ」等の配布に関して、町から地区の区長に対し1世帯あたり36.3円が支払われている事実が確認されました。

しかし実際に配布業務を担っている組長等に対して、これらの契約内容が周知されていない事例が見受けられ、情報の非対称性と費用負担の不透明さが懸念されます。

提案：配布に関する契約内容を町内会関係者に明示し、適正な役割分担と費用の説明責任を果たす体制を整理すること。

4. 広報配布業務のDX（デジタルトランスフォーメーション）推進について

政府が推進する行政DXの趣旨に照らし、広報紙の配布方法についても、電子媒体化の推進と、希望者への紙配布（公共施設設置または郵送）という選択制を導入すべきです。

この変更により、印刷費・配布費の予算効率化と関係者の業務負担軽減が見込まれ、町民サービスの質も向上すると考えられます。

提案：広報紙に関する町民アンケートを実施し、予算と住民ニーズを比較衡量の上、配布方法の再検討を行うこと。

住民一人ひとりが、信仰・信条・生活スタイルの違いを尊重されながら地域社会に関わるためには、町政が法の原則と社会の多様性を両立した制度設計を目指すことが必要です。

以上の提案が、開かれた町政の一助となれば幸甚に存じます。

まつわる最新情報や重要なお知らせ等を周知するためのものであることから、全ての町民に行き渡らせることが重要と考えています。昨年実施したアンケート調査では、町政情報の伝達手段として広報紙に力を入れるべきとの割合が最も高くなっており、広報紙による情報伝達は欠かすことのできないものと考えています。

このため、広報紙を多くの町民に届けられるよう、配布方法の多重化に努めています。紙媒体は各地区による配布のほか、主要な町内施設への配架、各コンビニエンスストアへの配架等を実施しており、このほか電子媒体では、町ホームページへの掲載、アプリによる電子版の配布、SNSによる周知など、様々な方法により配布を行っています。

これらの配布方法のうち、最も主要な方法が各地区による配布です。しかし、各地区からは広報配布に関して、配布員の確保等の様々な課題をいただいております。継続して広報をお届けできる体制への見直しが必要であると考えています。

こうした状況を踏まえ、民間事業者への委託を検討しておりますが、事業費が高額になる等の課題もあり、地区の代表であり、配布を担っていただいている区長の皆様と意見を交わしながら、9月～10月を目途に町の考えを整理し配布方法について検討させていただく予定です。

また、ご提案いただきました電子媒体化と希望者への紙配布の選択制につきましては、多くの町民の皆様へ広報を届ける配布方法の多重化に努めていること、紙配布の戸別配布希望が多い現状において各地を巡回する労力にそれほどの差がないことから、今後の状況の変化に応じた検討課題とさせていただきます。

貴重な御意見ありがとうございました。

※本件に関する主管課は、次のとおりです。

1点目及び2点目について 町民課 町民協働係（内線237、270）

3点目及び4点目について 政策課 情報化推進係（内線206）

まちのこえ受付日：R7.5.23

掲示日：R7.7.2